

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 10 月 20 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
あわび潜水器漁業	1 人	定めなし	東共第 33 号共同漁業権漁場の区域	許可の日から 翌年 1 月 31 日まで	東共第 33 号共同漁業権の漁業権者	令和 7 年 10 月 20 日から 令和 7 年 10 月 31 日まで	1 許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）日没から日の出までの間は、操業してはならない （2）漁業権漁業を妨げてはならない （3）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
なまこ潜水器漁業	1 人	定めなし	東共第 33 号共同漁業権漁場の区域	許可の日から 翌年 1 月 31 日まで	東共第 33 号共同漁業権の漁業権者	令和 7 年 10 月 20 日から 令和 7 年 10 月 31 日まで	1 許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）日没から日の出までの間は、操業してはならない （2）漁業権漁業を妨げてはならない （3）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない